

農林物資規格調査会部会議事概要

日時：平成20年3月5日（水）

14：00～16：00

場所：農林水産省第二特別会議室

議題

- ・生産情報公表牛肉の日本農林規格の見直し案
- ・生産情報公表豚肉の日本農林規格の見直し案
- ・ドレッシングの日本農林規格の見直し案
- ・醸造酢の日本農林規格の見直し案
- ・ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準の見直し案
- ・食酢品質表示基準の見直し案

開 会

宮丸上席表示・規格専門官

（出席状況報告（澤木委員、萬野委員、山根委員欠席）、部会の成立確認、部会長の選任、配付資料の確認）

谷口審議官

（あいさつ）

生産情報公表牛肉の日本農林規格の見直し案及び生産情報公表豚肉の日本農林規格の見直し案

香西部会長

それでは、生産情報公表牛肉の日本農林規格の見直し案及び生産情報公表豚肉の日本農林規格の見直し案について一括して審議する。事務局に資料の説明をお願いします。

越野表示・規格専門官

（配付資料2及び3について説明）

栗生委員

外注管理していない子牛をJAS規格の対象として追加することについて、JAS格付が増えることは歓迎するが、書類の確認のみでは、不安を感じる消費者は多いのではないかと。検査により給餌した飼料が検証できれば消費者は安心するが、書類の検証のみで信頼性が担保されるのか。

荒牧表示・規格課

医薬品についてはカルテ（投薬証明書）があるので、確認（検証）

課長補佐	することは可能である。登録認定機関は認定生産行程管理者に対して年に1回以上の定期調査を行うので、その際に市場購入した肉用子牛の生産履歴を確認することになる。
小林委員	消費者が信用することも必要ではないか。認定生産行程管理者についても、書類により事実を確認する。書類が本当かどうか問われれば、認定生産工程管理者も一般事業者も同じ。JAS格付が増えないのはコスト要因が最も大きい。コストがかかるため認定を受けていないが、一般の事業者も認定生産行程管理者と同様に投薬や給餌について管理しており、それを証明する帳簿もある。それが本当に信用できるかと言われれば、信用して頂くしかない。
長谷川（朝）委員	事業者のコンプライアンスが問われている。消費者も信じたいが、なかなか確証が得られない実態が根本にある。生育地域によって畜舎、衛生管理についてはアニマルウェルフェアも異なる実態がある。無理は言えないが、可能な限り認定生産行程管理者は飼育現場を確認することが大事だと思う。また、産地における生産管理についても、業界として取り組んで頂きたい。
佐藤委員	牛は獣医師のもとで管理されており、生産情報は牛トレ法により家畜改良センターに登録され、と畜場まで伝達されている。と畜前に生体検査も行われており、何か問題があれば必ず分かる。どのような検査が行われているか、消費者に情報を開示する必要がある。
徳永委員	格付率が低いのは生産者が努力しないからか。
荒牧表示・規格課 課長補佐	JASは任意なので、製品の全てが格付されるわけではない。
志澤委員	JAS格付しても流通コストに反映されていないので、反映できるようにすべき。生産規範が制定されており、生産者はきっちり守っている。肉になった後も薬剤の残留検査は実施されており、安全性は担保されている。
栗生委員	認定生産行程管理者が記録をしていると説明しても信じてもらえない実態がある。認定生産行程管理者がどのような取り組みをしているか、消費者に公表する必要があるのではないか。
越野表示・規格専門官	認定生産行程管理者が取り組んでいる内容については、公表に努めていきたい。信頼を確保するためには、認定生産行程管理者の努力だ

	けではなく、登録認定機関が監査を確実に行うことが必要である。行政としても信頼の確保に努めていきたい。改正により、認定生産行程管理者が増えることを期待している。
中村食品表示・規格監視室長	事業者、生産者が信頼できないと言う問題であるが、疑義があればしっかり監視していくこととしている。有機 J A S の不正により警察が捜査が入った実例があったが、規格違反は犯罪であるとの認識で対応している。
小林委員	生鮮食品品質表示基準の括弧書きには改正年月日を書かないのか。
越野表示・規格専門官	制定年月日としている。
香西部会長	意見も出尽くし、事務局案をご了承いただいたようなので、その旨 J A S 調査会総会に報告したいがよろしいか。
各委員	(異議なし)
香西部会長	では、事務局案を了承したことを J A S 調査会総会に報告する。
香西部会長	これで、第 1 部を終了する。
	(休憩)
宮丸上席表示・規格専門官	(第 2 部の開会、委員の紹介、部会長の依頼)
ドレッシングの日本農林規格の見直し案並びにドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準の見直し案	
香西部会長	ドレッシングの日本農林規格の見直し案、関連するドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準の見直し案について一括して審議する。意見陳述の申込みが 1 件あったので、陳述人は 5 分以内で陳述をお願いします。
意見陳述人	(マヨネーズの原材料にはちみつを加えることを可としてほしい旨の意見陳述)

香西部会長	それでは事務局に説明をお願いします。
佐藤表示・規格専門官	(配付資料４及び６について説明)
徳永委員	はちみつを入れることは問題ないと思うが、はちみつの偽装も聞くので、使用するはちみつの純度を規定しないのか。
佐藤表示・規格専門官	規定はしない。
小林表示・規格課課長補佐	J A Sでの規制はないが、公正競争規約で表示ルールが定められている。
川畑委員	はちみつはミネラル、ビタミンも多く幅広く使用されており、国際的にも使用されているので良いことと思うが、はちみつは今まで原材料に入っていなかったもので、入っていることをしっかり P R して欲しい。はちみつには乳児にリスクがあると思うので、赤ちゃんにはちみつを使用することに心配される方もいると思う。
長谷川（峯）委員	はちみつは必須原材料ではなく、任意原材料であることを理解して欲しい。全てにはちみつが入っているのではなく、使用されているものには表示されているので確認できる。
香西部会長	意見も出尽くし、事務局案をご了承いただいたようなので、その旨 J A S 調査会総会に報告したいがよろしいか。
各委員	(異議なし)
香西部会長	では、事務局案を了承したことを J A S 調査会総会に報告する。

醸造酢の日本農林規格の見直し案及び食酢品質表示基準の見直し案

香西部会長	引き続き、醸造酢の日本農林規格の見直し案、関連する食酢品質表示基準の見直し案について一括して審議する。事務局に説明を願います。
田中表示・規格専門官	(配付資料５及び７について説明)

	(意見無し)
香西部会長	特に意見がないようなので、事務局案をご了承いただいたとして、その旨 J A S 調査会総会に報告したいがよろしいか。
各委員	(異議なし)
香西部長	では、事務局案を了承したことを J A S 調査会総会に報告する。
その他	
宮丸上席表示・規格専門官	本日の御審議で消費者委員から、J A S 規格やその改正内容などについての情報公開が足りないとの指摘を頂いたが、行政として P R が足りないを受け止めさせて頂いた。現在、業者間取引の導入について、幅広く説明を行っているが、これは表示の義務付けを伴うものであるからである。予算の関係もあり、任意である規格の一部改正まで手がまわらない実情がある。しかしながら、本日の御指摘を踏まえ、行政として機会を捉えて P R に取り組んでいくが、事業者の皆様にも P R していただきたい。
宮丸上席表示・規格専門官	(今後、パブリック・コメント募集、W T O 通報手続きを経て農林物資規格調査会総会で審議予定である旨説明)
	(以上)

なお、この議事概要は“である”調にしてあります。